

平成27年第7回教育委員会定例会

(5月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年5月28日(木) 午前10時7分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第56号議案 平成27年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における教育費関係経費計上予算案の意見聴取について

第57号議案 東京都台東区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の意見聴取について

第58号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第59号議案 忍岡中学校大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について

第60号議案 忍岡中学校大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴

取について

第61号議案 忍岡中学校大規模改修空調設備工事請負契約の締結についての意見聴

取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 平成27年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施について

(2) 児童保育課

イ 認可保育所及び小規模保育所の開設について

ウ こどもクラブ委託事業者選定方法の見直しについて

(3) 生涯学習課

エ 台東区生涯学習推進プラン平成27・28年度事業計画(案)

(4) 青少年・スポーツ課

オ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

(2) 児童保育課

イ 平成27年4月保育所等入所状況について

ウ 平成27年4月こどもクラブ入会状況について

(3) 教育支援館

エ 平成27年度教科書展示会について

(4) 中央図書館

オ 特別整理休館の日程について

3 その他

午前10時7分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第7回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いします。

それでは会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○高森委員長 それではここで傍聴についてお諮りいたします。本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第56号議案

○高森委員長 それでは日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

まず初めに、第56号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第56号議案、平成27年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

台東区の平成27年度当初予算につきましては、区長選挙・区議会議員選挙がある関係で、新規事業経費、充実経費というものについての予算の計上は控えていたところがございますが、選挙が終わりましたので、第2回定例会において補正予算として計上をしていく予定のものでございます。

区長部局から第2回定例会の補正予算の教育費に関わる計上予定案について、教育委員会にこの内容でよろしいか意見聴取が来ているものでございます。

議案を1枚おめくりください。

右側のページになりますが、平成27年度一般会計補正予算（第2回）教育関係経費計上予定案内訳書がございます。

まず、歳入でございます。歳入は東京都の補助金1億3,964万円の増額補正でございます。認定こども園、認可保育所の誘致に対する補助金など、7件分の歳入でございます。

下段の歳出をご覧ください。

歳出は、全体の補正額といたしまして、3億9,669万1,000円の増額補正でございます。その下に内訳として、それぞれの費目の補正額と備考欄に内容が書いてございます。教育総務費でございますが、こちらは指導課のオリンピック・パラリンピック教育の推進、それから、おもてなし英会話に関する経費で600万円強の補正となっております。

小学校費につきましては、備考欄でございますが、黒門小学校の大規模改修に関わる設計委託経費、それから学務課の、小学校の通学路に防犯設備を整備する事業に関する経費、それから指導課の、小学校PTA連合会が実施しております、登下校通知システムに対する

運営費の助成経費ということで、3件合わせて3,800万円強の補正となっております。

中学校費でございますが、中学校の体育館にエアコンを整備するということで、27年度3校分の整備費、それから上野中学校の大規模改修の設計委託ということで、2件合わせまして1億800万円強の増額補正でございます。

次に幼稚園費でございます。こちらは私立幼稚園にお子さんを通わせている保護者に区の補助金といたしまして、第1子、第2子に対して月額7,700円、第3子以降については月額9,000円をお出ししているところでございますが、保護者負担の軽減と幼児教育の振興という観点から、月額の補助額を増額するという内容で1,000万円強の増額補正でございます。

児童保育費でございます。認可保育所1カ所の誘致に関わる経費といたしまして、1億円強の増額補正でございます。

こども園費でございます。同じく認定こども園1カ所の誘致に関わる経費ということで、1億1,800万円強の増額補正でございます。

社会教育費でございますが、オリンピック・パラリンピックの生涯学習講座、若者育成支援推進、子どもの読書活動推進、この3件で300万円強の増額補正でございます。

社会体育費でございます。幼児運動教室、スポーツボランティアを育む、アスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツ、それから柳北スポーツプラザのフットサル競技利用環境整備ということで、4件分で670万円強の増額補正となっております。

次のページをご覧ください。ご説明いたしました歳入歳出のそれぞれの金額と内容を示したものでございます。補正予算のご説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 おもてなし英会話の、外国人指導助手ということは、正規の英語の授業にどなたかの教員補助をするということですね。それは小学校ですか、中学校ですか。

○指導課長 未定です。

○樋口委員 500万近くなので、かなりの金額ですね。

○和田教育長 どういう形態なのでしょう。

○指導課長 まず日数については212日ということで、2校ですのでそれぞれ106日ずつ業務履行の予定になっております。

主な業務の内容としましては、まずは英語指導の補助業務、それと特活や学校行事における児童との交流、教員向けの研修会等での指導、助言というようなものです。

○和田教育長 これまでのALTとの関係はどうなるのですか。英語指導のためにネイティブの指導員をお願いしていますよね。それにプラスしてやるということですね。

○指導課長 はい。

○和田教育長 そうすると授業数が増えるということになるわけですね。

○指導課長 ALTは従前とおりの形で実施し、これは先ほど申し上げた学校行事であると

か、特活といったような中で英語の指導や児童との交流に関わることにとどめてあります。

○高森委員長 このおもてなし英会話の具体的な内容については、いずれ報告いただけるのでしょうか。

○指導課長 オリパラ教育の一つの領域、その一つがこのおもてなし英会話となるわけですが、現在も各校からその担当教員を招集しているところで、今後、年5回をかけてその作業部会で具体的な方向について考えていきます。

○高森委員長 対象としては今のところ小学生だけを考えていらっしゃいますか。

○指導課長 はい、小学生だけです。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

○垣内委員 都の補助金の待機児童解消区市町村支援事業費について、補助率が2分の1のものと、14分の1のものがあり、14分の1とは随分と小さい補助率ですけれどもどういった内容なのでしょう。

○児童保育課長 こちらは東京都の細かな基準の中でその施設の大きさ、あるいはその定員以上になった部分を、基本は2分の1ですが、その超えた部分についてプラスで14分の1をとということで、単純に補助率だけを平均いたしますとこういった形で出てきてしまうのですが、そういった階段状の補助の仕組みになっている部分でございます。

○高森委員長 歳出にある指導課の、登下校通知システムの運営機能助成については何割を助成するのですか。

○指導課長 通常ですと、区では2分の1が助成の割合になっておりますが、これについては昨年度までは保護者負担が全く無い中、そして安全・安心に関わる部分ということで、最終的に割合ということではなく、300万円を超えない形でという形での補助になっております。

○高森委員長 1校あたりですか。

○指導課長 1校ではなく全体です。

○高森委員長 そうすると、その補助で賄えなかった分は各校ごとに、PTAや学校が考えるということですね。

○指導課長 はい。

○高森委員長 子どもの多いご家庭は、子どもの人数分だけ支出していただくようなシステムにするのか、あるいはPTAの会計から出ていくのか。不公平感がないようにしていただければと思います。

○樋口委員 学務課の通学路の防犯設備整備の防犯設備とは具体的にどういったことですか。

○学務課長 通学路上に防犯カメラを整備する事業でございます。

○樋口委員 このカメラの最終的なチェックはどこがするのですか。

○学務課長 前回の委員会でご報告をさせていただきましたが、基本的にデータ自体はカメラ本体に記憶をさせる形で、モニターは設置をしません。例えば警察から捜査情報とし

てカメラの照会が文書で正式にあった場合に、初めてデータを取り出すというような形を想定しております。

○樋口委員 カメラがあるぞと、見えるようにするのが防犯であって、逮捕するための措置は防犯にならないです。抑止力になるかどうかは、防犯カメラがありますよというだけでいいのか。特に子どもの通学路ですから、犯罪が起こってはいけないわけです。その抑止力、実際に起こらないように安全のためのものなのか、しっかりしないといけないと思います。

○学務課長 今回の防犯カメラにつきまして、通学路の安全を守るというところで、現状でもボランティアさんの見守りや青パトが巡回していたり、子どもに防犯ブザーを持たせたりと、そういった通学路の安全確保を補完するという役割がメインになってございます。防犯カメラをつけたから、これで安全だということではなくて、安全を補完する役割として整備をさせていただくものです。

また、東京都の補助を受けて整備をさせていただくのですが、都の補助の基準、防犯カメラを設置していることは明示しなくてはいけないということがうたわれておりますので、あくまで防犯カメラ、それから周辺のプライバシーという問題ももちろんありますので、ここに防犯カメラがついていますということは明示をさせていただくという形で対応をしたいと思っております。

○高森委員長 区で設置しているカメラや警察で設置しているカメラ以外にも、まちにはたくさんカメラがあります。そういったカメラに、例えば子どもが巻き込まれた犯罪の情報が入っていたりする場合に警察から直接問い合わせがあったら提供をしていいのですか。要するに、このカメラの前でもしかしたら事件が起きたかもしれない。その事業者のビデオカメラにその様子が捉えられているかもしれないので、警察から要請があった場合には提供をしていいのかどうか。

○学務課長 基本的には法令に基づく請求に対して開示をするというのが基本的な姿勢になりますので、警察官が来てちょっと見せてほしいという申し出には、基本的には対応せず、あくまで捜査として、書面で請求があった場合に対応をするということが基本になると思います。

○高森委員長 それは一般事業者の方もわかっていらっしゃるでしょうか。要するに警察官のふりをしてきた場合に、提供をしてしまったことによって、プライバシーが侵害されるようなことが起こり得るかもしれないですね。

○学務課長 区役所の生活安全推進課が防犯カメラ整備の補助をしてしておりますが、その中の対応でも基本的には情報の開示については、基準の中ではやはりそういった警察の正式な請求に対して開示をするということが基本としてお示しをさせていただいております。

ただし、よくニュース等でコンビニの防犯カメラを見せてくれと警察が来たとか、そういった話を聞くことはございます。今回、整備をするカメラについてはあくまでそういった厳密な対応をさせていただきたいと考えております。

○高森委員長 これが事故や事件になるとスマートフォンからすぐにネット上に流れたりしますけれども、いろいろな面がありますので、神経をはると際限がないのですが。

○和田教育長 その管理の所管事務はどこが行いますか。

○学務課長 基本的に学務課が集中して管理をしたいと思います。

○高森委員長 ほかにいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決いたします。本案については原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第56条議案については原案どおり決定いたしました。

第57号議案

○高森委員長 次に第57号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第57号議案、東京都台東区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の意見聴取について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましては、区長部局が進めている案件でございますが、条例の内容の一部に教育委員会に関連した事項が含まれておりますので、教育委員会の意見を求められているものでございます。

条例の説明に入る前に、まず社会保障税番号制度、通称マイナンバー制度と呼ばれておりますものについて説明をさせていただきます。

この制度につきましては大きく四つのポイントがございます。1点目は、本年10月から全ての国民に対して固有の12桁の個人番号がつけられることでございます。

2点目は、来年1月から全国の自治体でその個人番号を行政事務で利用することができるようになることでございます。社会保障、税、あるいは災害対策の給付金等の行政手続で利用されることとなります。また、民間事業者におきましても、社会保険や源泉徴収の事務など、法律で定められた範囲でマイナンバーを取り扱っていくということになります。

3点目は、行政事務においてこのマイナンバーを利用する際に、国や都や他の自治体との間で個人番号を利用した情報の照会や提供を受けることができる、いわゆる情報連携が可能になるということでございます。

4点目は、そういった情報連携が可能になることで、行政の効率化、国民の利便性向上、所得や行政サービスの受給などの点において公平公正な社会の実現が図れるといった効果が期待できるというところがポイントでございます。

それでは本条例のご説明をさせていただきます。

本条例はいわゆるマイナンバー制度の施行に伴い必要になる条例で、先ほど申し上げま

したとおり、来年1月から国や都、他の自治体との間で情報の照会や提供を受けることが可能になります。

ただし、これにつきましては、本区において同じ建物の中にある組織ということでございますけれども、区長部局と教育委員会は基本的には別の組織、それぞれ独立した執行機関となりますので、区長部局が教育委員会で持っている情報を照会する、あるいは教育委員会が区長部局の持っている情報をマイナンバーによって照会するといったときには、別組織にそれぞれなりますので、そういった場合については、あらかじめその自治体の条例で定めることが必要になるということで、この条例について教育委員会の意見を求められているものでございます。

条例案の別表をご覧ください。こちらの別表が区長部局あるいは教育委員会からどういった内容の情報照会ができて、どういう情報提供ができるかというものを示したものでございます。ここのところで規定されておりますので、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報のみでございます。この学校保健安全法による医療に要する費用については、就学援助の中に入っているものでございまして、具体的な疾病といたしましては、オラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、中耳炎などが挙げられているものでございます。これらに関わる医療費についてはこの学校保健安全法による医療に要する費用についてということで対応ができるところでございますけれども、台東区におきましては、中学生までの医療費が無料になってございますので、実際のところ、この援助を受けているケースはございませんが、可能性としてはこのマイナンバーを使って区長部局との情報連携をする可能性があるということ、今般この条例を制定いたしまして、教育委員会の意見を聴取するというものでございます。

議案の1枚目の裏面になりますけれども、教育委員会の意見といたしましては、原案に異存はないということで回答いたしたいと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

ほかの自治体も同じような形で対応されるということですか。

○庶務課長 同じでございます。

○高森委員長 他にございませんか。

(なし)

○高森委員長 これより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第57号議案については原案どおり決定しました。

第58号議案

○高森委員長 次に第58号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第58号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

まず、条例の改正内容についてご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

この条例につきましては、区立小中学校及び区立石浜橋場こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師が公務上、負傷、疾病、障害又は死亡をした場合にその補償をする範囲、金額及び支給方法を定めているものでございます。

本条例は平成14年度に東京都から事務移管により制定をした経緯がございまして、補償の基礎となる金額等につきましては、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を引用させていただいております。

今般、その都条例の改正がございましたので、引用をしております区条例についても改正をするものでございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。今回の改正では補償額を算定する基礎となる補償基礎額表の金額を改訂しておりますが、都条例の改正にならい、平成26年4月1日から適用される補償基礎額表と5ページの条例の公布日から施行する表の2段階の改訂とさせていただきます。

改訂額につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

なお、本区におきましては、東京都からの事務移管以降、本条例の適用を受けたケースはございません。

議案の表紙の裏面にお戻りください。本条例の改正について教育委員会としては原案に異存ない旨、回答をいたしたいと考えております。

第58号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 都条例の改正によるということで、例年、都条例が改正されれば、区条例も改正するものということでよろしいわけですね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 他によろしいでしょうか。

(はい)

○高森委員長 それではこれより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第58号議案については原案どおり決定いたしました。

第59号議案

第60号議案

第61号議案

○高森委員長 次に第59号議案を議題といたします。

なお、関連する第60号議案及び第61号議案についても一括して議題といたします。事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それでは第59号議案、忍岡中学校大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について、第60号議案、忍岡中学校大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、第61号議案、忍岡中学校大規模改修空調設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、以上の3件について一括してご説明をさせていただきます。

これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、契約金額が1億5,000万円を超える議会の議決を得るべき契約のうち、教育に関する事務にかかる部分について意見を求められておりますので提出するものでございます。

いずれも前回の教育委員会定例会におきましてご報告いたしました忍岡中学校の大規模改修工事に係る契約関係でございます。

初めに、第59号議案、忍岡中学校大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取についてでございます。資料を1枚おめくりください。

契約内容でございます。契約の目的は忍岡中学校大規模改修工事、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。契約金額は7億4,196万円、契約の相手方は石橋・だいやす特定建設工事共同企業体でございます。

次に第60号議案、忍岡中学校大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてでございます。

資料を1枚おめくりください。契約の内容でございます。契約の目的は忍岡中学校大規模改修電気設備工事、契約の方法は制限付一般競争入札後の随意契約でございます。契約金額は2億5,596万円、契約の相手方は山美津・五光特定建設工事共同企業体でございます。

次に第61号議案、忍岡中学校大規模改修空調設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてでございます。資料を1枚おめくりください。

契約の内容でございます。契約の目的は忍岡中学校大規模改修空調設備工事、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。契約金額は2億1,600万円、契約の相手方は當木・小林特定建設工事共同企業体でございます。

以上、3件につきまして忍岡中学校大規模改修工事に係る工事請負契約の締結についてのご説明でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申

し上げます

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 制限付一般競争入札とは、どういうものなのでしょうか。

○事務局副参事 入札において業者の資格条件をあらかじめ付させていただくものがございます。今回は、台東区の入札に関しての登録があること、実際に共同企業体を構築するに当たっての格付等についてをあらかじめ条件として出させていただき、それらを満たしているものということで実施したところでございます。

○末廣委員 結果的には3者とも台東区の業者ということですね。

○事務局副参事 今回の共同企業体の主体となる代表構成員でございますが、こちらについて台東区内業者であること、そうでない場合には台東区内にその支社などの拠点を持っていることを条件として指定させていただいているところでございます。

○垣内委員 これは一般に台東区の学校だけでなく、入札に関わる条例その他で決まっているものなのでしょうか。あるいは今回、特にこういう形にしたのでしょうか。

それと、電気設備工事については一般競争入札の後の随意契約ということですが、この随意契約の中身についてはいかがでしょうか。

○事務局副参事 まず1点目については入札の条件として全国的にこのような形をとっており、台東区におきましても規定のもとに実施しているところでございます。特に学校施設や、今回の案件に限ってのものではございません。今回はこのような形で制限は付けるとしても、広く事業者を募集して実施しております。

2点目の電気設備改修の、入札後の随意契約については、入札を5月22日に全て実施しておりますが、この際に電気設備工事の案件につきましては事業者が入札で即決定できませんでした。ただし、実際の工事予定額とその入札者の入札額との関係から優先交渉事業者として、入札後に条件等について調整をし、合意に達したということで当該業者と随意契約を結んだということでございます。

○垣内委員 それは一般競争入札では価格面で折り合わなかったが、入札で一番安い価格で入札した業者と調整されたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局副参事 そのとおりでございます。

○高森委員長 この3業者は台東区内の学校の大規模改修などに関して実績はあるのでしょうか。

○事務局副参事 大規模改修という形ですとなかなか近年、計画をしながらも費用面等の理由で実施できておりませんでした。日常的な改修など、区の案件についても取り扱っていただいているところが多うございますので、実績については問題ないと考えております。

○高森委員長 学校設備を取り扱ったことはあるということですね。

○末廣委員 この改修工事は3社との契約だけで全てフォローしているということですか。

○事務局副参事 先ほど議案として1億5,000万円以上の工事案件ということでご説明を差

し上げましたが、1億5,000万円未満で他にもう一つ契約がございまして、今回、この議案にはございませんが、昇降機設備工事がございます。前回ご報告しましたが、給食用のリフトをエレベーターに取り換えるというところが今回の大規模改修の中に入っておりますので。それにつきましては、別に契約をさせていただいており、こちらは事業者が日立ビルシステム、1,370万円ほどのところでの落札となっております。

○高森委員長 他にいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決をいたします。本案については原案どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第59号議案、第60号議案及び第61号議案については原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○高森委員長 次に教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、学務課のアを議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 平成27年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施について、ご説明をさせていただきます。

資料は1をご覧ください。

まず、項番1でございますが、本件は毎年6月4日からの歯と口の健康習慣にちなみまして、例年、歯の優良児童生徒の表彰を行い、健康の保持、増進を図ることを目的に実施しているものでございます。

項番2の表彰基準でございますが、対象は小学校6年生及び中学校3年生で、資料にございます基準により優良者52名、準優良者446名を選出しております。優良者の名簿につきましては資料の裏面にお示ししたとおりでございます。

項番3の表彰式につきましては、優良者を対象に6月12日の午後3時から区役所10階で開催する予定でございます。また、項番4の準優良者につきましても、各学校において賞状を授与することとしております。

説明は以上でございます。本件の表彰につきましてよろしくご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 児童保育課 イウ

○高森委員長 次に児童保育課のイ及びウについて議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料2をご覧ください。認可保育所及び小規模保育所の開設についてをご説明させていただきます。

これに先立ちまして、決定した事業者の図面と地図等をお配りいたします。

(資料配付)

○児童保育課長 それではご報告をさせていただきます。

項番1、公募による運営事業者の選定結果についてでございます。去る、5月26日に選定委員会を実施いたしました。表のとおり、平成27年中に開設する認可保育所、平成28年4月に開設する認可保育所及び小規模保育所の計3種類について応募事業者がございました。合計6社について表記の選定委員により審査を行いました。

2ページをご覧ください。(1)平成27年度中に開設いたします認可保育所についてでございます。

決定事業者は昨年11月より区内でチェリッシュ浅草保育園を運営している株式会社チャイルドステージでございます。

得点につきましては表のとおりでございます。

既に7カ所の認可保育所を運営し、保育士の研修体制など、人材育成面での高い評価を得ております。

開設時期につきましては12月で、上野桜木の、ファミリーレストランの跡地を活用した保育園でございます。

年度途中での開設となりますので、4歳、5歳の募集は行わず、待機児童の多い1歳から3歳の30名を受け入れる予定でございます。

その後、来年4月からは0歳から5歳までの定員60人で運営する予定でございます。

3ページ目をご覧ください。(2)平成28年4月に開設します認可保育所についてでございます。

決定事業者は現在、柳北保育室を運営しております株式会社日本保育サービスでございます。応募はほかに2社ございまして、それぞれの得点につきましては表のとおりでございます。ほかの2社に比べ、全国で認可保育所や学童クラブなど多くの児童施設を開設している実績や、借入金を行わず自己資金で建設が賄える資本金力、保育士確保の安定性などで高い評価を得ております。

4ページをご覧ください。本件は区有地を活用した物件でございますので、その貸付条件をお示しいたしました。貸付の期間は30年といたします。

契約の形態は借地借家法23条に規定する事業用定期借地権に基づく契約といたします。貸付料は経理課を通じて7月に行います財産価格審議会での審議を経て決定をいたします。今後につきましては、議会報告終了後に事業者と契約を締結し、8月から工事に着工できるよう進めてまいります。

5ページをご覧ください。(3)平成28年4月に開設する小規模保育所についてでございます。

決定事業者は介護保険事業や有料老人ホーム等を経営しております株式会社ケア21でございます。

今回、谷中七丁目に建設中の有料老人ホームの敷地内に地域貢献を目的に高齢者との異世代交流やホーム内で調理します給食などでアレルギー対応などができる施設として、それを活用して保育事業を行うという事業者でございます。応募はほかに1社ございまして、それぞれの得点については表のとおりとなっております。

今回、経験がない新規の事業者が参入いたしましたことを受け、選考に当たり委員からは、保育実績がないため、開設前までに保育職員の実践的な研修を行う機会を区で検討してほしいとの意見が出ておりました。

項番2、認可保育園開設時期の変更についてをご覧ください。今回、公募では平成27年度途中の開設施設、2園について1園の募集しかなく、残り1園の運営事業者の選定ができておりません。現在、事前相談を受けている事業者からも4月開設予定の案件が多く寄せられていることから、事業者の応募しやすい状況をつくるため、11月開設予定としていました開設時期を、平成28年4月1日までに変更をするものでございます。

続いて資料3をご覧ください。こどもクラブ委託事業者選定方法の見直しについてでございます。

項番1、委託契約の見直しでございます。台東区ではこどもクラブ、放課後事業健全育成事業の名称でございますが、こちらを全て委託して実施をいたしております。平成27年4月現在、22カ所の公設民営こどもクラブにつきましては、開設時に公募で決定した事業所を1年ごとに更新し、契約期間が長期にわたっております。

平成27年度からこども子育て支援新制度が始まり、全国的に放課後事業健全育成事業の整備拡充が進む中、その担い手となる事業者数も増え、様々な育成内容を展開しております。教育委員会といたしましても、新たな事業者の参入機会を確保するとともに、継続を希望する現行事業者を含んだ事業者に対しましては、運営の実績、利用者の評価などを踏まえた審査を受ける機会、仕組みを設けるためにプロポーザル方式による事業者選定を行うものでございます。

項番2、公募を行うこどもクラブについてでございます。現在、22クラブのうち児童館併設の八つのこどもクラブにつきましては、児童館の指定管理者が一体的に運営すること

が最も効率が良いため、現在、指定管理をしております台東区社会福祉事業団にお願いしたいと考えております。それ以外の14のクラブにつきまして、今回、公募をさせていただきたいと考えてございます。

14クラブにつきましては表のとおりでございます、それぞれの運営委託の開始時期をお示ししてございます。

裏面をおめくりください。

項番3、公募の実施時期でございます。こどもクラブの公募に当たっては、低学年児童の育成の場として、一定期間は継続して事業者が運営することが望ましいと考えております。そこで、5年ごとに運営事業者を見直し、現行のこどもクラブの選定は平成27年度～29年度までの3カ年をかけて実施したいと考えてございます。

その実施（案）でございますが、平成27年度はこの六つで公募をしたいと考えてございます。残りの平成28年度、29年度につきましては、公募（案）を実施している事業者等と相談をさせていただき、決定をさせていただきたいと考えてございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。本日、ご決定をいただきました後、6月1日に政策会議、議会に対しましては6月11日の子育て支援特別委員会で報告し、夏にプロポーザルを開催し、事業者を決定してまいりたいと考えてございます。保護者説明会につきましても、プロポーザルを実施する旨はお伝えしていこうと考えてございます。

9月までに事業者を決定いたしまして、皆様にご報告をするとともに、新しく12月に始まりますこどもクラブのお申し込みの時期までには事業者を公表していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、児童保育課のイについては、何かご質問ございませんか。

○垣内委員 6ページで、平成28年4月開設ということで、少し柔軟に開設時期を設定することで誘致を図りたいということでしたが、実際に今、ご相談に来ている事業者は応募されそうでしょうか。つまり効果がありそうかどうか、確認をしておきたいのですが。

○児童保育課長 現在、具体的な物件を持ってきている中身につきましては、既に建っておりますマンション、テナントを活用した提案で寄せられているものでございます。既に事前協議に入る体制までは来ておりますので、期間が延長できれば手が挙がるものと考えてございます。

○高森委員長 5ページの優先交渉権者になっている業者は、基本的に介護の業者だということですね。保育にはあまり実績がないという心配があるような気がしますが。

○児童保育課長 この事業者につきましては、ご指摘のとおり保育の実績がない事業者でございます。長い期間、介護関係の実績がございまして、その職員の中に保育士資格をお持ちの方が7名ほどいらっしゃるという聞いております。事業者のプロポーザルの質疑応答の中で、これから保育士を採用、確保していくという方針を発言されておりましたので、選

定委員からは、全て新規ということであれば、なお早目に採用して、研修を十分積んでいただいたほうがいいのではないかというご意見が寄せられたところでございます。

○高森委員長 この施設自体では介護のことはやらずに保育限定ですね。

○児童保育課長 こちらは認可事業所になりますので、これはあくまでも19人のお子さんを保育するものでございます。

○高森委員長 この業者自体は保育に関するノウハウは持っていないけれども、資格を持っている人が従業員としているということですね。

○児童保育課長 そうです。

○高森委員長 経験がないというところでは、例えば教育委員会からアドバイスをしてあげる必要があると思います。衛生面や管理などについて、そういったことはどこかでレクチャーをする機会を設けるのでしょうか。

○児童保育課長 こちらの事業につきましては、区が認可権者でございますので、図面、施工状況など、そういったものは途中から全て関わってまいります。工事の図面から工事途中の監視、最後の確認まで全て区が行いまして、開設に向けていきたいと思っております。

人材面につきましては、区内の保育所で保育所内研修ができるような体制をとり、そこでお答えをしていきたいと現在考えてございます。

○高森委員長 保育の質について、カリキュラムはこういったところにも使えて、台東区としてはこういった幼児教育のカリキュラムがありますよということは伝えていただけるのですよね。

○児童保育課長 こちらの事業者が法律に基づきまして、保育指針に基づいた保育をすることが義務づけられております。このノウハウは既に公立の保育園が長く経験も持っておりますので、この部分を活用してしっかりと、現在、児童保育課にも園長出身者がおりますので、指導、助言をしていきたいと考えてございます。

また、カリキュラムにつきましては、全ての園でちいさな芽という、幼稚園と同じカリキュラムになりますが、そのカリキュラムを意識して保育ができるように指導をしていきたいと考えております。

○高森委員長 お願いします。

○末廣委員 老人の方と園児が交流する、具体的にそういうこともあるのですか。

○児童保育課長 この事業者が初めてやるということではなく、過去には社会福祉法人が、例えば養護老人ホームと保育園を同じ敷地内で経営するというスタイルは以前からもございました。ただし、台東区内ではこういったものは初めてになりまして、有料老人ホームですので、非常にお元気な方が入居されることを想定しているということですので、その中での異世代交流を実践していきたいと聞いております。

○末廣委員 所管課としては非常に結構なことで、推進してほしいという考えですか。

○児童保育課長 やはりいろいろな経験をお持ちの高齢者の方がいらっしゃいますので、その中で例えば手品をしてくださるような方がいらっしゃったり、何かご自身の趣味をお

持ちの方もいらしたりして、園児とのふれ合いも可能かなと考えてございます。

○樋口委員 こういう事業者が入ってくれることは我々としてもありがたいと思いますが、0歳から2歳ですので、4歳児、5歳児、6歳児とは違う対応を考えたほうが良いとは思いますが。衛生面等についても気をつけていただければと思います。

それと、本社が東京では業者もありますが、この辺りの実績などは担保されていますか。

○児童保育課長 両者とも全国展開をしている業者でございますが、本社が東京にないというだけで、既に介護事業につきましては東京、そして台東区内でも参入しているところでございます。

また、日本保育サービスも柳北保育室の受け皿だけではなく、こどもクラブの台東入谷も既に運営しております。また、認可保育所のアスクくらまえも運営しております、23区でもかなりの数の保育所を開設しております。

そういう意味では全国から保育士を集められる、そういった全国に職種を伸ばせるという意味で、非常に保育士確保に期待ができる事業者でございます。

○高森委員長 心配しているのは、教育委員会でこの小規模保育所の認可をするのに当たって、当然、交渉権者の経営方針、運営方針も含まれて審議されたと思いますけれども、その介護を必要とされている高齢者との交流も含んで審査の内容だったのでしょうか。それとも、あくまでもそこは保育所としての機能に限定して審査されたのでしょうか。それを一緒にしてしまうのは、保育所の運営と異なるもののような気がします。

○児童保育課長 5ページの表の項目で審査をさせていただいております。やはり継続的に安定した経営ができるという経営面、保育でどのような保育をしたいと考えているのかといった部分、それに保育士が研修などできる体制かどうかといったところでございます。

最後に熱意、積極性という項目がございますが、この事業者は地域に貢献したいということで、当初、図面になかった敷地に小規模を台東区が募集されているのであればということで、追加をして計画されて応募していただいたと言っておりましたので、こういったところが審査員に響いたのかなというところでございます。

全体の評価を見ていただきましても、先にごございました認可保育所に比べて、小規模保育所のほうが得点率が低くなってございます。やはり小さな事業所形態、それも新規ということで6社全体を通すと、それほど高い評価というのは出にくかったのかなと考えてございます。

○高森委員長 そうすると、利用者に対してもこの園の方針はこうですよということを伝えた上で募集をする形ですか。

○児童保育課長 選定結果につきましては、得点も含めて公表をさせていただきます。公表いたしますので、実際、4月の入園募集をします11月以降につきましては、新規開設の施設であること、また運営の実績が、今回、初めて参入される施設であることは十分お話をした上で、ご希望をしていただきたいと考えてございます。

○高森委員長 高齢者の方との異世代交流はすごくいいことだと思います。それらを教育

の中に盛り込まれているというのは台東区としては初めてのパターンかと思えますけれども。台東区は高齢者が多いですから、今後、こういったスタイルはもしかしたら定着していくのかもしれませんが。

○和田教育長 ただいまのお話の中で、園児を募集する際に利用者の方に余計な不安を与えないように、上手に説明をしていただきたいと思いますね。

○高森委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では、次に協議事項、児童保育課のウについて何かご質問はございませんか。

○垣内委員 このプロポーザル方式の導入は非常に結構なことだと思います。テクニカルなところで2点お尋ねしたいのですが、この14のこどもクラブのうち平成27年度に公募を実施するところと、それ以外のところがありますが、この選定基準は何になるのでしょうか。いずれにせよ、1年更新だということでしたから、それぞれ事情が違うのか、あるいは事務的な作業なのかを教えてください。

それから、指定管理に関しては児童館併設の場合は指定管理ですけれども、この指定管理期間が終わった後は、いずれまた公募をかけると思いますが、そのときは新たに指定管理に指定された方がこどもクラブを併設のものもあわせて管理運営、委託を受けるという形で指定管理を公募をかけるのかどうか。

○児童保育課長 まず1点目の選定した理由でございます。平成28年度の6クラブにつきましては、今回、この公募を検討するに当たりまして、既に株式会社等で参入しているところからヒアリングを実施しております。

そうしますと、やはり経営体力の違いによって大きなクラブが1回で運営できるところと、小さなクラブでいきたいといったところ、さまざまなご意見が出てまいりました。今回、初めて公募をしていくこととなりますので、比較的手を挙げやすいところを選考したほうが成功事例につながっていくだろうと考えてございます。

そこで、今回のこどもクラブにつきましては、基本的にそのクラブに通っているお子様がほぼ1校の小学校からそのこどもクラブをご利用になっていらっしゃる。また、地元で待機児童を抱えていて、それを吸収できる可能性があって、拡張まで検討できるようなところというところもちょうこのほうで選定をさせていただいたものでございます。

全ての業者につきまして、この六つに挙がりました事業者につきましては、そういった公募をした場合、耐えられるかどうか、あるいは手を挙げられるかどうかといったことも聞いておまして、そういったことで今回、六つを選んだといったところでございます。

それ以降につきましては、やはり学校内にできるだけこどもクラブを移設していきたいという児童保育課での考えでございますので、そういったものがまだ整理できていないクラブもございまして、それは遅らせていただいて、検討時間をとらせていただいたというものでございます。

また2点目のご質問につきましては、ご指摘のとおり児童館の施設の中にこどもクラブの部屋がございますので、やはり一体的に施設を運営していくことや、行事等に相互に入っていくこと、また人材の部分につきましても児童館とこどもクラブで行き来できることがより安定的な経営、子どもの見守りについても情報共有等が進みますので、かなり保育士の質が上がってくるものと考えてございます。そのため、指定管理を受ける方にそのままこどもクラブと一緒に運営していただくということで考えてございます。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、児童保育課のイ及びウについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 エ

○高森委員長 次に生涯学習課のエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区生涯学習推進プラン平成27・28年度事業計画（案）についてご説明を申し上げます。

資料4をご覧ください。

まず、項番1の事業計画の策定についてでございます。本推進プランは平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間としておりますが、計画策定時、長期総合計画の計画期間を踏まえ、各施策を実施する計画事業は計画の最終年でございます平成28年までの方向性を示し、事業量につきましては平成24年度から26年度までの事業量を示すにとどめたところでございます。

このたび、新たな長期総合計画、その実施計画でございます行政計画が策定されますことから、その内容との調和を図るとともに、計画の中間年までの実施をもとに計画事業量を見直し、平成27年度、28年度の事業量を計画化したところでございます。

したがって、体系や計画のスタイル、重点的な取り組み等につきましては、来年度行います計画改定で行ってまいります。

項番2の推進プランの進捗状況についてでございます。計画に位置づく142の事業全てで着手、実施をしております。そのうち、計画事業量を満たしているものを達成といたしまして、おおよそ8割の事業で達成をしている状況でございます。

次に項番3、事業計画（案）についてでございます。別冊の台東区生涯学習推進プラン、平成27・28年度計画（案）をご覧ください。

まず表紙をおめくりいただきまして、1ページ、推進プラン策定の目的と台東区の生涯学習の方向性を示す生涯学習推進指針の三つの施策の施策目標を記載してございます。2ページにはプランの位置づけ等を記載し、3ページには重要な四つの視点を、5ページには

視点を踏まえた四つの取り組みを記載しております。

6ページをお開き願います。6ページにはプランの施策体系図を、そして1枚おめくりいただきまして、8ページには見直しを図った事業を記載しております。9ページからは施策体系のもと、本プランより計画する事業を掲載しております。

また、先ほどのA4の説明の資料をご覧いただきたいと思えます。

計画事業数は147事業でございまして、新規事業11事業、継続事業137事業でございまして。施策目標ごとの事業数は記載のとおりでございます。

それでは資料の裏面をご覧いただきまして、見直しを図った事業についてでございます。

まず、統合をした事業は事業ナンバー79、ウォーキングマップの発行やウォーキング教室の開催など、ウォーキングをするための支援事業であります、たいとうウォーク道しるべを事業ナンバー87、健康づくり啓発事業推進に統合するなど、2事業を統合いたしました。

次に終了をした事業は、事業ナンバー94、第68回国民体育大会、東京国体開催が平成25年度実施をいたしまして、終了をするなど、計3事業が終了となりました。

次に新規事業でございまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたオリンピック・パラリンピック生涯学習講座やアスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツ、スポーツボランティアの育成など、10事業を計画に位置づけ、新たに実施、充実をしております。

次に、項番4、今後のスケジュールでございまして、本委員会の後、政策会議にお諮りをいたしまして、6月19日の区民文教委員会でご報告をしております。

簡単でございましてご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 このプランの検討体制はどういう形でしょうか。

○生涯学習課長 生涯学習推進担当部長を長として、各部の庶務を担当する課長級で庁内の会議体を設けており、そこでお諮りをしつつ進めてきたところでございます。また各所管でのやりとりもしてきたところでございます。

○和田教育長 今回のプランの中で新たに盛り込んで、主張をしたいところはどこでしょうか。

○生涯学習課長 これから台東区は新しい体制のもとに、躍進する台東区ということを目指しておりますが、先ほどご説明で申し上げましたとおり、2020年にオリンピック・パラリンピック等が開催され、一重にスポーツをするということばかりではなく、外国の方がいらっしゃったり、異文化に接する機会、翻って日本人、台東区の区民の皆様が日本の文化、そして誇るべき台東区の文化、歴史について学ぶよい機会でも生涯学習推進のチャンスだと考えておりますので、そういった視点を含めまして、改めて皆さんに生涯学習を進めていただく機会にしたいと思っております。また、この計画の中で（仮称）区民カレッジという事業の構想もございまして、台東区では市民教育といえますか、生きていくため

に必要とすることを学ぶのが生涯学習でございますが、区民の方に提供をしております数々の講座があります。それを区民カレッジというところで総称をいたしまして、横の連携、縦の連携をしまして、区民の方に改めて打ち出していきたいということを考えております。この計画の中でそれを実現したいと考えております。

また、それは行政計画にも位置づけまして、進めさせていただいているところでございます。

○和田教育長 今、非常に中高年の方たちの学習意欲、またリカレント教育も含めていろいろな部分で勉強する場を求められていて、それがどんどん高くなっていくかなと思います。そういう中で区として一定の生涯学習の必要性、そういうことの方針のもとでの推進プランが立てられているわけで、個々のいろいろな講座、事業等についてできるだけ区民の方たちがアクセスしやすいように、また十分にその情報が伝わるように配慮をしていただきたいと思います。

具体的にどのような形でこの中身については周知を図っていくつもりでしょうか。

○生涯学習課長 区のホームページ等でも公開をさせていただこうと考えておりますし、また、私どもの講座を通して紹介をさせていただきます。また、講座につきましては、情報誌などもございますので、それを通して広く周知を図っていきたくて考えております。

○和田教育長 今回、教育委員会としても普通の学校での教育、それと社会人の教育にプラスをして家庭教育にも力を入れて、いろいろとプランをつくっていると思いますが、そういった面でも一般の世帯、若い世帯へのPRを十分に浸透するようにしていただきたいと、これはよろしくお願いします。

○末廣委員 新規事業の芸術・文化関連施設の情報発信というのは大変いいことだと思うのですが、この対象は区が管理している施設だけですか。あるいは台東区には都とか国の施設がいっぱいありますがそちらもフォローをしていくのかどうか。

○生涯学習課長 そういったことも含めて、今年度に調査をさせていただき、利用者、対象者に情報を発信していこうということで、この計画の中では平成28年の開設を目指して進めさせていただくということでございます。

○高森委員長 これは屋外で行う取り組みは天候にも左右されると思いますので、その参加人数など、純粋にこれだけでは判断できないところがありますが、青少年フェスティバルは急に減ってしまって、7,000人ほど減っているところは何か原因があるのかもしれませんが。それぞれの事業で比較的躍進というか、成果を上げている事業は具体的にありますが。これは目玉みたいなどころはありますか。

○生涯学習課長 目玉ということで申し上げますれば、新たな計画の中ではこれからの時代を見据えた、また、生涯学習といたしましては（仮称）区民カレッジの構想を実現していきたいというところでございます。

それと、計画に位置づく事業、生涯学習関連事業は区で実施しているものとして、今、400ほどの事業があります。そのうちの、147の事業を重要な事業として位置づけます。で

すので、目玉といえば載っている全ての事業が目玉ということで、これを進行管理いたしまして、実現をしていきたいと思っております。

例えばこの中でも、家庭教育学級、乳幼児家庭教育学級、また地域支援者の学習機会、講座ということもこの計画のもとに拡張してきているところがございますので、それぞれの計画の中で重要なものを位置づけさせていただき、それぞれに努力をさせていただき、全体の振興を図るところでございます。

○高森委員長 46ページの図書館ですが、貸出件数が平成23年度から平成26年度、随分と減少してしまいましたが、それに基づいて平成27年度、28年度計画を立てるのですけれど、これはどういった基準で数値を挙げていらっしゃるのでしょうか。

○中央図書館長 今年の4月に谷中分室がオープンしましたので、これに伴った利用の増が見込まれているところでございます。平成26年度は工事中でその分の落ち込みがあったと考えられます。

○和田教育長 大規模でいろいろと注目をされている事業もありますし、一方では主として講座ものについてはかなり濃淡もあるだろうと思います。一度始めると、一時は人気があっても、徐々に人が少なくなって、それでも1人でも、2人でもいるからやるべきだという声もありますけれども、やはり全体のバランスを考えれば、そういうところは思い切っで見直しもしていくべきだと思います。これは2年間の事業でありますけれども、その間によく精査をしていただきたいと思います。

○樋口委員 35番の世代間交流・地域事業交流はこの地区の目玉にすべきだと思います。歴史文化の伝統継承もうたうわけですので、地域の活性化のためにも。

○垣内委員 確かにこのそれぞれの事業は重要な項目だと思いますし、また実績がいろいろな理由で変動していくというのもよくわかりますけれども、文化に関して台東区は非常に強い部分だと思いますが、63番、31ページですか、文化専門ホームページ、こういう情報発信も非常に重要かと思います。策定時には記事掲載数が27で、平成26年は18、その後、どんどん減って。これは今まである程度その情報が発信されて、定着しているからいいのか、その辺りはどういうことでしょうか。情報発信が重要なことでもありますので。

○生涯学習課長 文化専門のホームページについては、今、多言語で発信をしております。平成23年のころ言語を増やさせていただきました。これは今年度幾つ行うかという数字ですけれど、蓄積で考えていきますと、上野の文化施設ですとか全体として充実をしてきております。

○垣内委員 新しい基準やPRなど、たくさん実施していらっしゃるんですが、そういったものはここには含まれないのでしょうか。

また、文化振興課が所管するというので、生涯学習とのコラボレーションというところにおいてももう少し積極的にやってもいいかなと思います。

観光サイトのほうはかなりページビューもありまして、この関係もどうなるのかなというところもあって、もう少し具体的に、せつくなので積極的に、相乗効果も狙えるよう

な形でやっていただいたほうがいいかなと思います。

○生涯学習課長 文化専門ホームページは取材をしまして、これから何々講座が始まりますよということではなく、例えば動物園の園長先生に取材をしたり、西洋美術館の館長にご案内いただいて、西洋美術館のポイントなどを記事として、読み継がれるようなものになっております。このたびは行政計画に基づきまして一定の量ができたところもあって、12件ずつというところを計画に位置づけているところでございます。

現在、累計といたしましては214件がホームページで、そういったような読み物的に、いろいろな文化、台東区の文化の情報を発信させていただいているというところがございます。ご意見を踏まえまして、また所管にもお伝えをしたいと思います。ありがとうございます。

○高森委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のエについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので協議どおり決定いたしました。

(4) 青少年・スポーツ課 オ

○高森委員長 次に青少年・スポーツ課のオについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは体育施設の事前使用承認について、ご説明を申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、台東区体育協会よりジュニア育成地域推進事業、空手道強化練習実施のため、第二武道場の事前使用承認申請がございます。

健康課より、老人クラブの棒体操講習会の会場として、第一武道場の申請がございます。

学務課より、たいとうこども園相撲大会の会場として第一武道場の申請がございます。

続きまして、たなかスポーツプラザにおきまして、災害対策課より、避難所運営委員会及び避難所単位防災訓練の使用場所としてたなかスポーツプラザ全館の申請がございます。

また、子育て支援課より親子向けイベントの使用場所としてグラウンドの使用申請がございます。

柳北スポーツプラザにつきましては、児童保育課より浅草橋保育園の運動会練習の場所として、テニスコートの申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

たなかスポーツプラザの二つの事業は、おそらくこの新しくできたスポーツプラザを使

っては初めての事業になることと思いますが、子育て支援課の親子向けイベントとはどのようなことを行うのでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** たなかスポーツプラザでは初めてですけれども、そのたなかスポーツプラザができる前から子ども家庭支援センターがございまして、そのグラウンドの部分にビニールプールを出して、親子で水遊びを行うというイベントをずっとやってきたものでございます。今回、スポーツプラザのグラウンドとなった関係で申請をいただいたものでございます。

○**高森委員長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、青少年・スポーツ課のオについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**高森委員長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○**高森委員長** 次に報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。初めに、庶務課のアについて庶務課長、説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、後援名義の使用について、ご説明いたします。資料は6をご覧ください。

本資料に掲載してあります事業は全て継続ということでの後援名義使用でございます。庶務課の取り扱い分が4件、生涯学習課取り扱い分2件、青少年・スポーツ課取り扱い分2件、個別の事業については資料のとおりでございますので、後援名義の使用についてよろしくご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○**高森委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、庶務課のアにつきましては報告どおり了承願います。

(2) 児童保育課 イウ

○**高森委員長** 次に、児童保育課のイ及びウについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○**児童保育課長** 資料7をご覧ください。4月28日の本定例会におきまして、速報値をご報告しておりますが、4月1日現在の入所状況が確定いたしましたので、ご報告するものでございます。

項番1、認可保育所でございます。区立11園、私立12園の累計でございます。一番下の合計欄をご覧ください。2,014人で前年比134人の増となっております。主な増の要因と

いたしましては平成26年11月に開設したチェリッシュ浅草保育園と平成27年4月に開設したぼけっとランド浅草橋保育園の施設の増によるものでございます。

2ページをご覧ください。項番2、こども園でございます。区立3園で保育が必要となる長時間児のみの数字でございます。合計欄、Bをご覧ください。284名で前年比4人の増となっております。これは2歳児の受入枠を拡大していただいたことによる増でございます。

認可保育所、こども園の入園児の合計は2,298人で、前年比138名の増となりました。

次に、項番3、地域型保育事業でございます。平成27年4月からスタートした2歳までの子ども19人の人数で区が認可する事業でございます。小規模保育所A型では、私立5施設で77名、事業所内保育事業所につきましては、私立に2施設で合計20名となりました。地域型保育事業全体では97名となっております。

項番4、認可外保育でございます。合計は92名で、6人の減でございます。こちらは共同型家庭的保育事業から区が認可いたしました小規模保育事業所に2園が移行したことによる減と、柳北保育室の4歳児の受け入れを拡大したことによる相殺減でございます。

3ページをご覧ください。項番5、認証保育所でございます。区内10カ所の合計は289人で、前年比44人の減でございます。こちらはぼけっとランド御徒町の閉園によるものでございます。

項番1から5の入所者の合計は2,776名で、前年の2,588名と比べて188名の増となっております。

4ページをご覧ください。項番6、地域ブロック別の待機児童数でございます。昨年度は126名でございまして、これを大きく上回るものでございます。

報告は以上でございます。

続きまして、こどもクラブの報告でございます。資料8をご覧ください。

本日、確定いたしました数字をご報告いたします。4月1日現在の全体の入会者数は171名で、前年度比111名の増でございます。

待機児童につきましては、表の一番右下にお示ししているとおり、昨年度よりも増えている状況でございます。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。

幾ら増やしても待機児が減らないという現状ですけれども、以前、大きなマンションをつくる際には、努力義務でしたか、保育施設をつくってほしいということもありましたが、そういったことでつくられた保育所はないですね。

○児童保育課長 現在、条例が施行して協議が進んでいるものが数カ所ございますが、建設には数年かかるものもございまして、まだオープンしたというものはございません。

○樋口委員 待機児童を解消するというのは本当に至難のわざで、時代に沿っていくしか

ないという感じがしますけれども。

○高森委員長 受け皿を増やせば増やすほど、また期待が出ますので。

○樋口委員 待機児童ゼロのところだったら、来年どっとまた転居があつて増えると思いますね。それで、いわゆる待機児童が存在したりすると、ならそこに住まないという話だけにしかならないと思います。人口の流動性はちょっとわからないと思いますね。

○高森委員長 大規模マンションで保育施設を計画しているところはあるのですか。

○児童保育課長 こちらの進め方としては、その事業者が計画を持ってきた際に、私どもの意見を聴取することになっております。私どもといたしましては、その地域であればこういうものの、例えば認可保育所、小規模事業所を入れてほしいということで意見を付してお願いをしているところでございます。

○高森委員長 今日テレビで見ましたが、地域にある商店街とタイアップをして、例えばその保育所に子どもを預けると、その商店の商品を少し割り引く、サービスを割引で利用できるというような形にして、商店街の活性化にもつながるような保育をやっている方が、個人で始めたらしいんですけども、そういった工夫もありますので、何かそういう工夫が地域の活性化と結びつけて事業者に提案をしていただいて、考えていただくのも、利用者がお互いに増えるという面ではいいのかもしれないですね。

○児童保育課長 いただきましたご意見は、商店街を所管しておりますセクションともお話をさせていただき、建物の安全性、広さなど一定の基準がございますので、どういったお子様の預かりができるかといったこともあわせて相談をさせていただきたいと思います。

○高森委員長 お母さんがどこかに出かける際に子ども連れだと大変なので、一時的に預かっていただくというようなサービスでした。結構ニーズがあるそうです。

○樋口委員 祖師谷大蔵では高架下で保育園をやっています、相当ゆったりしたところでやっていますけど、ただ、上を電車が通っていますので、完全に防音したらしいです。それで空き地を有効利用にしていますね。大体のところは敷地がないものですから。

○和田教育長 この保育所整備については一定の需要予測に対して計画を立てて整備をしています。一部、例えば先ほどお話があったように、平成27年度中に整備できる、したいという計画に対して、事業者の応募が満たなかったというケースだったりします。

その要因として、やはり台東区という非常に狭い地域での場所の確保、あと賃貸をする場合の家賃の高さ、さらにそれに対して保育士の確保がなかなか追いつかないということ、かなり厳しい状況が出てきています。

よく、区役所が直接、直営でつくればということも言われますが、実情かなり難しい面があつて、やはり台東区としてはできるだけ認可保育所についても、民間事業者を活用していくということでこれまで動いてきたわけです。

ただ、今、申し上げたような、いろいろな制約があつて、条件的にいうと、計画は何とかクリアできているけれども、それを超える応募があつて、現在の数字になっているということなので、区としては今後もこの計画は十分クリアしていこうと、そういう考え方で

すね。

○**児童保育課長** 計画につきましては時期を早めての整備で進めております。需要予測を大きく5年間いたしましたけれども、途中年度で見直しをするということも考えてございますので、このあたりは区の財政状況もございますし、また、箱をつくっても人がいないというような状況も、これは公立、私立問わず条件は同じになってまいりますので、しっかりその確保ができ、予定の年月日まで開設ができるように進めて参りたいと思います。

全国的には、やはりもう開設が間に合わないといったところが出始めているようでございますので、区としてはそういったことが起こらないように、しっかり計画を立てていきたいというふうに考えてございます。

○**高森委員長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、次に報告事項、児童保育課のウについて、何かご質問はございませんか。

○**和田教育長** この春休み、学童保育のこどもクラブと、入会できなかったお子さんたちとの関係で児童館の活用については順調にいつているのでしょうか。

○**児童保育課長** 今年度4月からランドセル来館の事業を新たに開始しております。こちらは児童館にご登録をいただいて、児童館で過ごしていただく。それと春休み、夏休みにつきましては、本来の児童館の時間を早めて開所ということをして4月1日から4館で実施させていただいております。

こちらの利用につきましては、やはり春休み、4月1日分から統計をとらせていただいておりますので、まだあまり大きく伸びているところではございますが、これから経過を確認してまいりたいと思います。

また、新年度、ランドセル来館の利用状況でございますが、現在、三つの児童館で11名のお子様登録をいただいております。一番多いところは松が谷児童館で、金竜小学校の待機児童でございます。全て3年生のお子様通っていただいている、やはり、当初、場所がわからず途中、道に迷ってしまったということがあったようですが、その後、順調に通ってきていただいているということを知ってございます。今後、11名の利用でございましたので、需要を拡大して、高学年の方がご利用いただけるような環境で周知してまいりたいと考えてございます。

○**樋口委員** 特徴的には北部地区が多いようですね。

○**児童保育課長** 今回、10名近い待機児童が出ておりますのが東浅草小学校内にあります東浅草こどもクラブ、石浜小学校のお子様通っていらっしゃる橋場こどもクラブという意味では北部の地域にはなっております。石浜小学校では今回特別支援学級が新たに開設していることを踏まえすと、今後、障害を持つお子様についても拡張を予測してございます。そこで、できる限り橋場こどもクラブについては拡張する方向で今後、検討を進めてまいりたいと考えてございます。そうしますと、今度は東浅草のお子様の需要などが

変わってまいりますので、そのあたりで対応をしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 家庭の事情がいろいろとあって、地域性も少し出ているんでしょうか。先ほどの保育所の待機児童数の多い地域と、こどもクラブの待機児童数の多い地域は少しリンクするところがあって、どうしてもそこは必要としている人たちも多いかと思います。児童館の利用も積極的に広げて行ってほしいと思います。

児童館は受け入れられるような、キャパシティはどのくらいですか。

○児童保育課長 児童館につきましては、子ども1人当たりの面積基準というのはございませんので、児童館内には工作室、遊戯室のような広いスペースがございますので、その中で遊んでいただいたり、また外に出ていく、近くの公園でというのも、当然、児童館の職員ですとか、併設型のこどもクラブについてはこどもクラブの職員が引率いたしますので、そういったところで遊びのスペースをとっていくという形になろうかと思います。

○高森委員長 ちなみに、防災コミュニティセンターはいかがですか。

○児童保育課長 こどもクラブは登録制でございますが、谷中児童館に関しましては、午前中から小さなお子様を連れてお母様たちが休んでいかれたり、幼児タイムという中でお話をされてそのままお弁当を買ってきたり、つくられて歓談をされたりというような利用は進んでいるようです。

これが季節ごとに定着していくかと思っておりますので、来年には実績の報告ができるかなというふうに思っております。

○高森委員長 結構広範囲からいらっしゃいますか。地域限定でなくて。

○児童保育課長 住所まではお伺いしていませんが、どこから通っていらっしゃるのかというのをリサーチしたいと思います。

○高森委員長 魅力的なところで、めぐりんに乗れば行けるという。めぐりんは近くは通っていないのでしたか。

○児童保育課長 少し離れています。

○樋口委員 竜泉は定員70に対して、入会者数が55ですから15の枠が余っていますね。千束は9の待機児童ですけど、この辺りは比較的近く接しているので調整は不可能なのでしょうか。

○児童保育課長 まず、千束につきましては、主に千束小学校のお子様に通っていらっしゃるという状況がございます。千束小学校のお子さんたちで千束こどもクラブに収容できなかったお子様を一部竜泉でお受けしていることもございます。ご自宅と学校との通える範囲といったところで調整をさせていただいておりますので、他のクラブが空いていても子どもが一人で通う距離、あるいは一人で自宅に帰る距離を検討いたしまして、決定をさせていただいております。特に保護者の方から、その中間地点でピックアップができるなど、対応ができるということでしたら保護者様のご希望に沿ってお受けしているという状況でございます。

○和田教育長 千束の待機児童数で、6年生2名がありますが、この辺りは隣の竜泉に行っ

ても、6年生ですから大丈夫なのではないかと私は考えますが。そうすると、我々が今ここで待機児童の52という数字と、定員と入会者数では100の余りがあるわけですから、これはどうやって調整するかが問題ですが、ここは先ほどの待機児童の、いわゆる乳幼児と違ってうまく調整ができれば、交通の便など何かをすれば解消するのではないかという感じもいたしますので、知恵を絞らなくてはいけないと思いますが。

○**児童保育課長** 今回、4年生から6年生までに拡大をしておりますが、ほぼ入会された方は障害等のある関係で、お一人ということではなく、通学支援を受けているような受け入れでございますので、その旨ご了解願います。

○**高森委員長** ほかはいかがでしょう。

(なし)

○**高森委員長** それでは、児童保育課のイ及びウについては報告どおり了承を願います。

(3) 教育支援館 エ

○**高森委員長** 次に教育支援館のエについて、教育支援課館長、報告をお願いします。

○**教育支援館長** それでは平成27年度教科書展示会について、説明をさせていただきます。資料は9をご覧ください。

教科書の法定展示会は教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が行うもので、都内では東京都教科書展示会実施要綱により実施されるものです。区市町村は東京都教育委員会から委託を受けて、実施する形となっております。

項番1でございます。展示する教科書は来年度、平成28年度に使用をされる小学校用教科書目録及び中学校用教科書目録に搭載されている教科書でございます。なお、一部送付を受けた高等学校の教科書についても展示いたします。

項番2でございます。教科書展示会は文部科学省の規定により行います法定展示会と、4年ごとの教科書採択の年に行われる東京都指定の特別展示会がございます。今年度は中学校用教科書の採択替えのため、法廷展示会に先立ちまして特別展示会を実施いたします。なお、法定展示会、特別展示会とも、展示内容は同一でございます。

特別展示会につきましては(1)でございますが、6月5日から18日までの休館日を除きまして、正味10日間、また法定展示会は(2)になりますが、6月19日から7月6日までの正味14日間を開催いたします。

項番3でございます。展示時間は開催中の午前9時から午後5時までとなっております。

項番4、展示場所でございますが、例年どおり生涯学習センターの6階、教育支援館の学校教育情報室に併設する教科書センターとなります。本展示会は教員、教育関係者のほか、保護者、広く一般に使用されていることを目的としておりまして、開催につきましては既に発行済みではございますが、広報たいとう5月20日号及び区のホームページにおいて周知しております。

本区教科書センターでは常時、教科書展示を行っており、閲覧等は今回の展示会と同様

に利用が可能となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回、展示できる教科書は平成28年度、小学校については、現在、使用しているものということで、これは台東区で使用をしているものということですか。

○教育支援館長 教科書の目録に載っているということですので、全て発行をされている教科書について、小学校、中学校とともに展示をしております。

○和田教育長 今、台東区では採択されていないものも並んでいるということですね。

○教育支援館長 そのとおりです。

○和田教育長 平成28年度の中学校用については、これから採択作業がありますけれども、これについては目録に搭載されているものは全て展示してあると思っていよろしいですか。

○教育支援館長 そのとおりでございます。

○和田教育長 この資料の表現の仕方で、「平成28年度に使用される教科書」とありますが、これは展示場所での表示についてはくれぐれも気をつけてください。これは台東区で使用される教科書というのはまたその中の一部になるわけですから、その辺りは十分に注意をして表記をしてください。

○教育支援館長 ただ今ご指摘いただきました件については気をつけて掲示等していきたいと思えます。確認になりますけれども、教科書目録に搭載されているという、そのような形で進めてまいりたいと考えております。

○高森委員長 小学校のものは、区で採用しているか、何かわかるようになっていきますか。

○教育支援館長 現在、区で採択しているものという形で、表示を工夫していきたいと考えております。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは教育支援館のエについては報告どおり了承願います。

(4) 中央図書館 オ

○高森委員長 次に中央図書館のオについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 特別整理休館の日程についてご報告をいたします。資料は10でございます。

こちらにつきましては、この期間中に資料の点検整備、レイアウト変更、機材の保守整備を行うものでございます。いわば図書館の棚卸しの作業に相当する部分でございます。

休館の期間は項番2の表のとおりでございますが、石浜、根岸、中央につきましては4日間、浅草橋、谷中の両分室につきましては3日間、それぞれ日程をいただいております。

下のカレンダーにお示しのとおり、それぞれの館が重ならないよう日程を調整させていた

だいております。

周知の方法でございますが、広報たいとう5月20日号に掲載をさせていただいております。また、来館者への案内チラシの配布については既に行っており、カレンダーをつくっておりますが、こちらには既に日程が載ったものをお配りしております。また、図書館ホームページにつきましても、既に掲載済みでございます。

説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

図書館を利用するときカードをつくりますね。あのカードにはメールアドレスの登録はあるのですか。

○中央図書館長 ございます。予約をされた場合に本が準備できましたというときにはご連絡を差し上げられるような仕組みなども整えてございます。

○高森委員長 そのメール宛に配信するのはどうなのでしょう。

○中央図書館長 ホームページに出ていますので、個別に、登録者にあまねく送信するというはしていないところでございます。

○高森委員長 そういった情報をメールマガジンのということもあるのですが、それは行っていないのですか。

○中央図書館長 そうですね、まだ。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○高森委員長 それでは、中央図書館のオについては報告どおり了承を願います。

4 その他

○高森委員長 そのほか、何かございますか。

(なし)

○高森委員長 以上をもって本日、予定をされた議事日程は全ては終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会は閉じ、散会いたします。

午後0時13分 閉会